

明治三十三年大蔵省令第五号
明治三十三年大蔵省令第五号（国税犯則取締法第四条ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式）
明治三十三年法律第六十七号国税犯則取締法第四条（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式左ノ通相定ム様式

様式（用紙厚紙白紙日本工業規格 B8）

第何号
収 税 官 吏 章
国税庁、何国税局又は何税務署
官 氏 名
何年何月何日生
何年何月何日交付
国税庁長官、何国税局長又は何税務署長 印

附 則 (昭和二十三年七月二日大蔵省令第六八号)
この省令は、昭和二十三年七月七日から、これを適用する。

附 則 (昭和二十八年八月三十一日大蔵省令第七九号)

この省令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年八月十三日大蔵省令第四九号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省・財務省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十一日総務省・財務省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。